

地方分権論 A

2017 年度春学期

第 1 回（資料）

2017. 4. 7（金）

第 4 限（14:45～16:15）

3 号館 1104 室

片木淳

katagi◎waseda.jp（◎は@）

次回までに

（討論資料）

毎日新聞社説「辺野古訴訟 疑問残る最高裁の姿勢」（2016 年 12 月 14 日）

（本資料の最後に掲載）を読んで、研究しておくこと。

＜授業概要＞

地方自治体をめぐる現下の厳しい状況や第1次分権改革以来の展開を踏まえ、地方分権（地域主権）改革の現状と問題点を明らかにするとともに、そのあるべき姿について地方自治の基本理念に立ち返って考察を進める。

その際、地方分権改革の背景・理念、地方政府の確立、地方自治法の抜本的改正、地方財政改革等について、そのあり方を考究するとともに、明治以来の地方分権の歴史や世界の地方自治制度等にも触れながら、日本にとって、どのような地方自治の姿が望ましいのか、論じていく。

なお、毎回、討論資料を用意し、できるだけ実践的・具体的な論点に即して講義を行うとともに、受講生からの意見発表を求め、これに対する積極的な討論を期待する。

＜授業の到達目標＞

「地方自治」についての専門的知識を得るとともに、ディベートおよび政策形成・判断能力を培う。

＜授業計画＞

第1回：オリエンテーション（本講義の目的と概要）

本講義の目的と概要について説明する。

第2回：沖縄・辺野古新基地問題と「地方分権」

沖縄・辺野古新基地問題と「地方分権」のあり方について論じる。

第3回 「地方分権」と「地域主権」の違い

「地域主権」の概念、地方分権改革一括法等について論じる。

第4回：地方財政歳入構造とその問題点

三位一体の改革の経緯を踏まえながら、地方財政歳入構造とその課題等について論ずる。

第5回：課税自主権

課税自主権、超過課税と法定外税等について論ずる。

第6回：地方交付税

地方交付税制度の現状と課題について論ずる。

第7回：補助金

補助金行政の弊害等、国庫補助金等の現状と課題について論ずる。

第8回：日本の地域主権の歴史（戦前）

自由民権運動と明治地方制度の関係等、戦前の地方自治の歴史について論ずる。

第9回：日本の地域主権の歴史（戦後）

シャウプ勧告等戦後の地方分権、地域主権の歴史について論ずる。

第10回：各国の地方自治（上）

英国・スコットランドへのデボリューション等、英米独仏等の地方自治制度について論ずる。

る。

第 11 回：各国の地方自治（下）

ドイツの地方自治制度改革等、英米独仏等の地方自治制度について論ずる。

第 12 回：憲法改正と地域主権改革

世界地方自治憲章、日本国憲法第 8 章の改正等、地域主権の理念を踏まえた憲法改正について論ずる。

第 13 回：古代アテネの民主政と地方自治

古代アテネのポリスの直接民主政から見た現代の地方自治のあり方について論ずる。

第 14 回：地方自治の根拠

新固有権説（プーブル主権説）等、地方自治の拠について論ずる。

第 15 回：補完性の原理と地方自治の本旨

補完性の原理や「団体自治」と「住民自治」の理念に立った、今後の地方自治の展望について論ずる。

<教科書>

特になし。次回討論資料を含む講義資料は、毎回、事前に用意するので、各自、これを十分吟味し、講義中の討論等に備えとともに、プリントアウトして持参すること。

<参考文献>

- ・片木淳（加除式）『地方行政キーワード』ぎょうせい、公共経営大学院 9 F 図書室
- ・同上（2013）「地方公務員給与の削減と地方交付税」雑誌『公営企業』2013 年 5 月号
- ・片木淳・藤井浩司編著（2012）『自治体経営学入門』一藝社
- ・片木淳（2010）「『地域主権国家』と地域コミュニティ」『ガバナンス』2010 年 1 月号
- ・同上（2009）「国・地方財政の持続可能性」雑誌『公営企業』平成 21 年 5 月号
- ・同上（2005）「地方分権の潮流と地方交付税改革」雑誌『地方財政』平成 17 年 11 月号
- ・同上（2003）『地方主権の国ドイツ』ぎょうせい
- ・片木・藤井・森編著（2008）『地方づくり新戦略自治体格差時代を生き抜く』一藝社

<関連 URL>

- ・内閣府・地方分権改革有識者会議
<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigi-index.html>
- ・第 31 次地方制度調査会
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/chihou_seido/singi/02gyosei01_03000176.html

- ・総務省（地方自治制度）

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/bunken/index.html

- ・総務省（地方財政制度）<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei.html>
- ・総務省（地方税制度）<http://www.soumu.go.jp/czaisei/czais.html>
- ・全国知事会 <http://www.nga.gr.jp/>
- ・全国市長会 <http://www.mayors.or.jp/>
- ・全国町村会 <http://www.zck.or.jp/>

<成績評価方法と論文作成>

1. 成績評価方法

- ・レポート 60%

「地方分権（地域主権）」をめぐる論点について講義最終日にA4、5枚以内のレポートを提出

なお、その際、必ず、片木からのレポート受取のメールを確認すること。

- ・出欠、授業中の質問・意見発表・討論 40%

2. 期末課題レポートの評価方法とその基準

期末課題レポートの評価は、

- ① 主張したいことが明確であり、レポート全体を通じて一貫していること。
- ② 理由がきちんと述べられており、説得力があること。
- ③ 他人からの借り物でない、自分の考えがあること。発想が斬新であり、個性的であること。好奇心が旺盛であり、問題意識と意欲に溢れていること。
- ④ 授業をそれなりに咀嚼し、自らもさらに調査、研究を進めていることがうかがわれること。
- ⑤ 授業の主題、テーマから、はずれていないこと。

等を判断基準として行う。

3. 期末課題レポートの作成方法

レポートの作成は、できるだけ、「公共経営大学院リサーチペーパー形式」

http://www.waseda.jp/fpse/gspm/assets/uploads/2014/05/20140414_RP_guide1.pdf

に準じて作成すること。

また、「研究倫理遵守マニュアル」

https://www.waseda.jp/fpse/gspm/assets/uploads/2014/05/201401_researchethics_guide.pdf

を参照し、盗用・剽窃を絶対行わないよう留意すること。

(参考1) レポート作成上の注意点

1 題名

2 所属、氏名

3 書き出し

1行空け、1字分空けて書き出す。

4 改行

1字分空けて書き出す。内容に応じて、適切な段落（改行から次の改行まで）とする。

5 数字、英字

原則、半角とする。

6 読点等

原則として、次のように用いる。

- ① 主語等を示す「は」のあとに打つ。(例)「わが国の状況は、以上のとおりであるが……」
- ② 接続詞、副詞のあとに打つ。(例)「しかし、その一方で……」
- ③ 名詞を並べるときに打つ。(例)「住所、氏名、年齢、電話番号」
中黒(・)を使ってもよい。
- ④ 外国語の複合語、外国人名には中黒(・)を打つ。(例)「タウン・ミーティング」、「トニー・ブレアー」
- ⑤ カッコ(「」『』)
 - * 「」は、引用文に使用する。語句を際立たせるときにも、使用してよい。
 - * 『』は、書籍の題名を記すときや「」の中でさらにカッコを使いたいときに用いる。

7 文章

「である」調で書く。「です」調と混用しない。

8 インターネット資料と新聞記事の引用

インターネット資料と新聞記事を引用する場合は、原則として、それぞれ、下記のように表示すること。

* インターネット資料

「記事名」『ホームページ名』URL（閲覧日）

* 新聞記事

「記事名」『新聞名』新聞社名、ページ数

（次回討論資料）毎日新聞社説「辺野古訴訟疑問残る最高裁の姿勢」（2016 年 12 月 14 日）

沖縄県からの問いかけに正面から向き合っているだろうか。疑問が残る対応と言わざるを得ない。

米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐる国と沖縄県の訴訟で、最高裁が、高裁判決の結論を見直すのに必要な弁論を開かずに、20日に判決を言い渡すと指定した。

これに伴い、県側の敗訴が確定する見通しになった。

裁判は、辺野古の埋め立て承認を取り消した翁長雄志（おながたけし）知事に対し、取り消しを撤回するよう求めた是正指示に従わないのは違法だとして国が訴えたものだ。福岡高裁那覇支部の判決は、国の主張を全面的に認め、知事の対応を違法とした。

1999年の地方自治法改正により、国と地方の関係は「上下・主従」から「対等・協力」へ転換した。今度の上告審判決は、国と地方の関係変化の後、両者の争いについて最高裁が示す初の判断となる。

最高裁は、知事が国の是正指示に従わないことが違法か否かについて、国の主張に沿った判断を示すとみられる。一方、県が、辺野古新基地建設の強行は地方自治を保障した憲法に反すると主張していることについては、審理しない見通しだ。

だが、外交・安全保障政策を所管する国と、民意を支えに移設に反対する県が全面的に争うこの問題を解決するには、最高裁が憲法にまで踏み込んで判断を示すべきではないだろうか。外交・安全保障政策は、常に地方自治に優先するとは限らないからだ。

高裁那覇支部は、辺野古新基地は、規模が普天間の半分以下であることなどから、自治権侵害にはあたらず、地方自治を保障した憲法92条に反するとはいえないと判断した。これに対し、県側は、面積が小さくなるから自治権侵害にあたらないという高裁判決の論理は、沖縄の基地被害を無視するものであり、憲法解釈が間違っていると訴えている。また、県側は、根拠法を制定せずに新基地を建設するのは、国会を「唯一の立法機関」とした憲法41条に反するとも主張している。

95年に米軍用地の強制使用に必要な代理署名をめぐり、国が当時の大田昌秀・沖縄県知事を訴えた代理署名訴訟では、最高裁大法廷で審理が行われた。そこで大田氏は、沖縄の歴史、基地の実態、憲法との関係などについて意見陳述をした。

裁判所法10条は、最高裁が違憲審査権を行使するときは、先例がある場合を除いて、大法廷で裁判しなければならないと定めている。

今回、最高裁が弁論も大法廷の審理もしないというのは、代理署名訴訟と比べてみても、腰が引けた印象を受ける。

【出典：□2016年12月14日、毎日新聞】